

Ⅲ 市民協働推進行動計画中間見直しについて

目 次

第1章 計画の概要	1
1 中間見直しの背景	1
2 計画における目標の到達状況	1
3 計画の変更点	1
4 計画期間	1
5 計画における用語の使用	2
6 施策体系図	3
第2章 市民協働推進のための具体的な施策	5
推進方策1 市民の協働に対する意識の醸成	5
推進方策2 職員の意識改革及びスキルアップ	7
推進方策3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進	8
未修正	
の整備	22
第3章 計画の推進に向けて	24
第4章 計画のスケジュール	25
資料編	29

第 1 章 計画の概要

1 中間見直しの背景

本市では、平成 26 年に策定した「市民協働の推進に関する基本方針」に基づき、各種施策の積極的な展開に向けた基盤を着実に整備するため、平成 27 年度を初年度とする「市民協働推進行動計画」（以下「行動計画」といいます。）を策定しました。

行動計画では、協働推進に係る取組状況や社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間の中間で見直しを実施することとしています。

この度、計画策定から 3 年が経過したことから、計画における進捗状況等を踏まえ、行動計画の中間見直しを行うものです。

2 計画における目標の到達状況

3 計画の変更点

目標の到達状況を踏まえ、施策における事業、内容、年次目標を見直しました。

4 計画期間

本計画は、「第 6 次府中市総合計画」を、協働により実現するため、市民協働の基盤整備の推進に係る具体的な取り組みについて定めるものであることから、平成 33 年度までとしています。

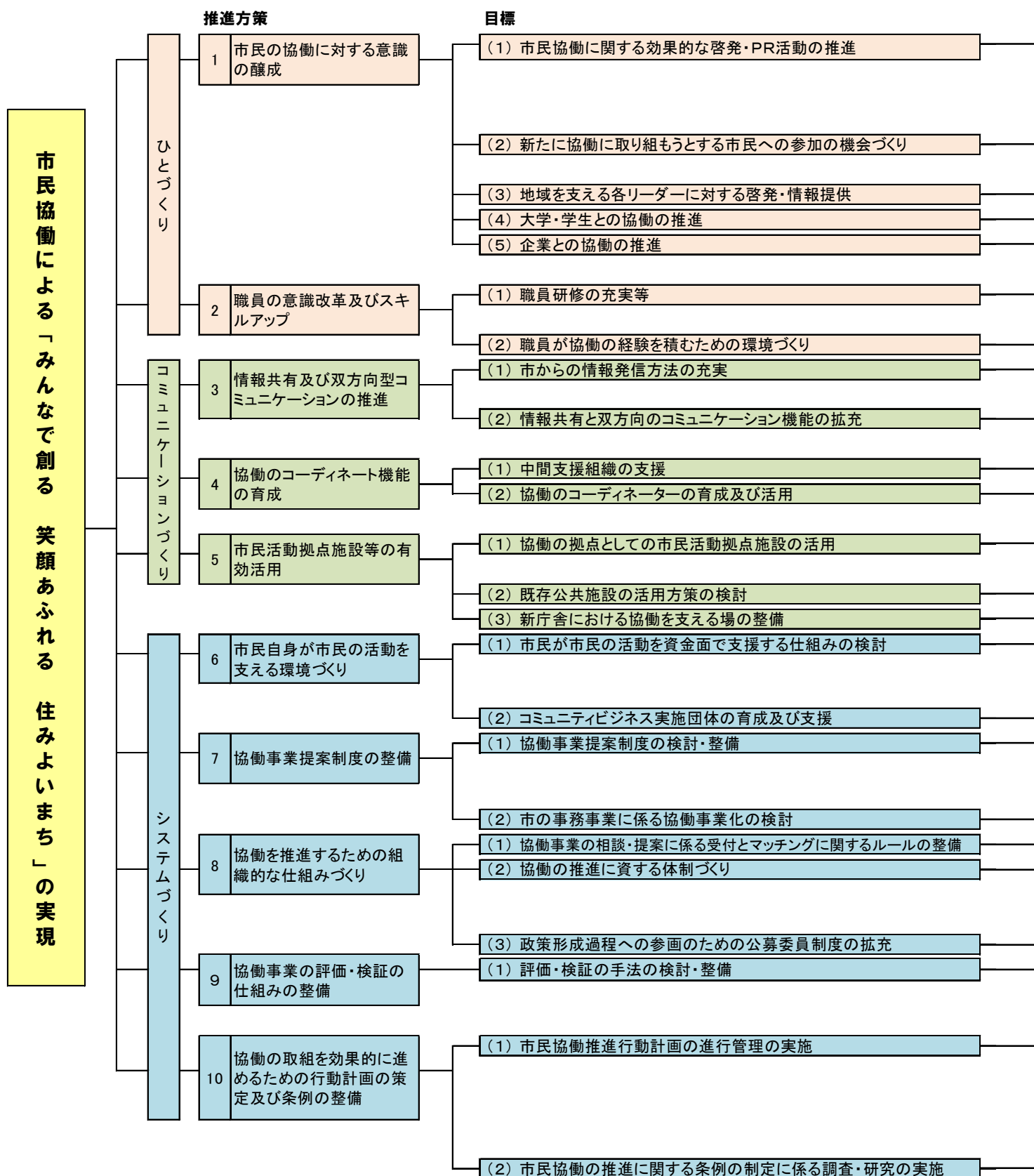
区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
第 6 次府中市総合計画	前期基本計画				後期基本計画			
市民協働推進行動計画	策定手続	H27.4～H30.3						
				見直し				
					H30.4～H34.3			

5 計画における用語の使用

本計画における「協働」や「市民」、「各活動団体」等の用語については、注記してあるもののほか、原則として基本方針に定めるところに従い、次のとおり使用しています。

用 語	解 説
協働	「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」をいいます。
市民協働	市民と市との協働はもちろん、市民、自治会・町内会、各文化センター圏域のコミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市等による様々な主体間の協働も視野に入れた取組をいいます。
市民	第6次府中市総合計画と同様に、住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体を含んだ広い意味で捉えています。ただし、他の主体と列記する場合などは、協働の主体として、狭い意味で捉えている場合があります。
市民（協働の主体としての市民）	市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人をいいます。
各活動団体	地縁型活動団体、目的型活動団体、教育機関又は事業者をいいます。
地縁型活動団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等をいいます。
目的型活動団体	NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等をいいます。
教育機関	小・中学校、高等学校、専門学校、大学等をいいます。
事業者	企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等をいいます。
NPO	「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、NPO法人（特定非営利活動法人）といいます。
中間支援組織	いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではありませんが、その機能、役割としては、主として①資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の仲介、②NPO間のネットワーク促進、③価値創出（政策提言、調査研究）といった点が挙げられています。
市民ファンド	市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成を行うことを目的とした、市民自らが運営する基金をいいます。
P D C Aサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のサイクルで、計画の進行管理を行う仕組みをいいます。

6 施策体系図 (未修正)



施策

掲載ページ

① 市民協働推進シンポジウムの開催	7
② 市民協働出前講座の実施	7
③ 市ホームページの活用による情報提供	8
④ 協働事例集の作成	8
① 協働初心者講座(仮称)の実施	8
② 次代の協働の担い手の育成に向けた各種事業の実施	8
① 各活動団体リーダー学習会(仮称)の実施	8
① 大学への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実	9
① 企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供	9
② 企業との協働を推進するための各種仕組みの整備	9
① 職員研修プログラムの充実	10
② 【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催	10
① 職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりの検討	10
① 市民活動・市民協働に関する提供情報の拡充	11
② 協働に関するコンテンツの充実・活用	11
① 双方向のコミュニケーションに向けた取組の検討	12
② 市民協働のまちづくりカフェ(仮称)の実施	12
① 中間支援組織の育成及び運営支援	13
① 協働のコーディネーターの育成及び活用方法の検討	13
② 市民協働推進員(仮称)の配置	13
① 市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入	14
② 市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映	14
① 協働の推進のための場としての既存公共施設に係る活用方策の検討	15
① 新庁舎における協働を支える場の整備	15
① 市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究	16
② 市民活動推進基金の活用	16
③ 寄附をしやすい環境の整備	17
① コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援	17
① 市民提案型協働事業提案制度の検討・整備	18
② 行政提案型協働事業提案制度の検討・整備	18
③ 様々な主体による協働事業の提案の仕組みの検討	18
① 市の事務事業に係る協働事業化の検討	19
① 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルール整備	20
① 市民協働推進委員会(仮称)の設置	20
② 【再掲】市民協働推進員(仮称)の設置	20
③ 市民協働推進会議(仮称)の設置	21
① 附属機関等に係る公募市民枠の拡充	21
① 協働事業の評価・検証手法の整備	22
② 評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施	22
③ 【再掲】市民協働推進会議(仮称)の設置	22
① 市民協働推進行動計画の評価・検証手法の整備	23
② 市民協働推進行動計画の見直し	23
③ 協働に関する事例等の調査・研究の実施	23
④ 協働に関する各種アンケート調査等の実施	23
⑤ 【再掲】市民協働推進会議(仮称)の設置	24
① 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施	24

第2章 市民協働推進のための具体的な施策

推進方策1 市民の協働に対する意識の醸成

本市では、自治会・町内会等の地縁型活動団体や、NPO・ボランティア団体等の目的型活動団体、教育機関、事業者など、様々な主体が地域で公益的な活動をしていいますが、一方で、協働の手法についてはまだ十分には定着しているとは言えません。

このため、より多くの市民が協働について知り、関心を持っていただくとともに、意欲ある市民が次のステップに進み、協働によって地域課題の解決に取り組んでもらえるよう、市が積極的にサポートし、市全体で協働に対する意識の醸成に取り組むことが必要です。

学びやすい環境を整備することにより、協働で地域の課題解決に取り組む団体や市民が増えることを目指します。

【目標】

(1) 市民協働に関する効果的な啓発・PR活動の推進

(2) 新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会づくり

(3) 地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供

(4) 大学・学生との協働の推進

(5) 企業との協働の推進

(1) 市民協働に関する効果的な啓発・PR活動の推進

市民一人ひとりが市民協働について理解を深めることができるよう、効果的な啓発やPR活動を展開します。

事業	市民協働推進シンポジウムの開催
内容	市民協働の理念や市の取組について、広く市民にお知らせするとともに、今後の取組や活動につなぐことができるよう、シンポジウムを開催します。
年次目標	平成30年度～継続実施

事業	市民協働出前講座の実施
内容	市民や各活動団体等の要請に応じ、市が目指す市民協働の理念や取組状況等について、市職員が講師となって情報提供を行う出前講座を積極的に実施します。
年次目標	平成30年度～継続実施

事業	市ホームページの活用による情報提供
内容	市における協働のまちづくりに関する取組情報や、協働事業に関する情報を適時に提供できるように、市ホームページを活用します。
年次目標	平成２７年度～継続実施

事業	協働事例集の作成
内容	市内の各活動団体等の様々な協働事例から、ノウハウや成果等を学ぶとともに、実務の手引にもなる事例集を作成します。
年次目標	平成３０年度～作成・発行

（２）新たに協働に取り組もうとする市民への参加の機会の提供

公益的な活動や協働の取組に関心があっても参加する機会がなかった市民や、勤労、子育て等で継続的な参加が難しい意欲ある市民に対して、啓発やＰＲ活動を行うとともに、市民活動や協働の場への参加の機会を提供します。

また、未来の協働の担い手である子どもたちについて、地域への愛着や協働によるまちづくりに対する意識を醸成します。

事業	市民活動・協働に関する入門講座の実施
内容	これまで、意欲はあっても公益的な活動や協働事業に参加する機会がなかった市民や、これらの取組に参加したいという意欲のある若い世代を対象とした講座や講演会などを開催します。
年次目標	平成３０年度～継続実施

事業	次代の協働の担い手の育成に向けた各種事業の実施
内容	地域に愛着を持ち、積極的に地域活動や協働のまちづくりに取り組む将来の人材を育成するため、児童・生徒等の子どもたちが地域とつながりを深めることができる事業を実施します。
年次目標	平成３０年度～継続実施

（３）地域を支える各リーダーに対する啓発・情報提供

各活動団体のリーダー等を対象に、本市が推進する市民協働に関する学習会の開催や各種情報提供を行います。

事業	専門講座の実施
内容	各活動団体のうち、特に地縁型活動団体及び目的型活動団体のリーダーや活動の担い手となる人材を対象に、組織基盤を強化するとともに、協働に関する学習会等を実施します。
年次目標	平成３０年度～継続実施

(4) 大学・学生との協働の推進

本市の特徴として、2つの国立大学が立地していることがあります。既に大学との協働事業の実績もありますが、一層効果的な取組を目指し、これまで以上に連携・協力できる環境を整えます。

事業	大学・学生への市民協働に係る情報提供及び相談窓口の充実
内容	大学・学生と、更に効果的な協働事業を実施するため、市の市民協働に向けた取組に係る情報や、市内における協働の機会等に係る情報を積極的に提供します。また、市との協働事業を実施するため、相談・調整をしやすい環境を整えます。
年次目標	平成30年度～継続実施

(5) 企業との協働の推進

近年、企業は、社会貢献活動として公益的な活動に積極的に取り組んでおり、活動場所や活動機会を求めています。

本市においても、企業との協働を積極的に進めていくため、情報提供などの側面的な支援策を講ずる一方で、企業に対しても、市の協働によるまちづくりに関する様々な取組への理解と協力を求めています。

事業	企業に対する市民協働に関する情報の積極的な提供
内容	企業に対して、市が推進する市民協働に関する情報を、市民活動センターや商工会議所等を通じ、積極的に提供します。 また、市との協働事業を実施するため、相談・調整をしやすい環境を整えます。
年次目標	平成30年度～継続実施

事業	企業との協働を推進するための各種仕組みの整備
内容	企業と各活動団体や市とが、積極的に協働事業を検討し、実施できるようにするため、相互に相談・調整・情報交換ができる仕組みや、市が推進する市民協働の取組に賛同し、協働によるまちづくりや各活動団体への支援などに積極的な企業を紹介する仕組みを整備します。
年次目標	平成30年度～継続実施

推進方策2 職員の意識改革及びスキルアップ

市民と市との協働を進めるために、職員が協働の意義や必要性等を十分に理解することが重要です。市民と市が協働して行う事業は、市が単独で行う場合と比べて時間が掛かることなどもあるため、職員は消極的になってしまうという意見もあります。

しかしながら、協働によるまちづくりを進める上では、市民の協力と理解が不可欠であることから、市民に愛され、信頼される職員の育成と資質の向上を図ることが必要です。

研修や体験を通して、職員一人ひとりが協働に対する意識改革を進め、職員同士も連携・協力しやすい仕組みをつくるなど、これまでの慣例にとらわれずに、市民との協働に取り組む職員を育成していく方策を進めます。

【目標】

(1) 職員研修の充実等

(2) 職員が協働の経験を積むための環境づくり

(1) 職員研修の充実等

職員の協働に対する理解を深め、意識向上を図るために、職員研修を行います。

特に、実際に協働事業の現場に職員を派遣して行う体験研修など、研修内容の拡充を図ります。

また、協働の実践例を知るための機会として、主として市民を対象に開催する「市民協働推進シンポジウム」への参加を促進するほか、情報交換の場である「市民協働のまちづくりカフェ」への参加を促進します。

事業	職員研修プログラムの充実
内容	市民協働の理念や推進手法を学ぶ従来の研修に加え、実際の協働の現場において体験型の研修を行うなど、研修プログラムの充実を図ります。
年次目標	平成30年度～実施

事業	【再掲】市民協働推進シンポジウムの開催
内容	市民協働の理念や市の取組について、広く市民にお知らせし、理解に資するためのシンポジウムを開催します。
年次目標	平成27年度～継続実施

(2) 職員が協働の経験を積むための環境づくり

職員が、協働に係る意識やスキルを向上させ、協働の経験を積むことで、自ら協働を推進できる人材となるよう、職員が公益的な活動に参加しやすい環境や制度を活用しやすい環境をつくります。

事業	職員が公益的な活動に参加しやすい環境づくりの検討
内容	休暇制度の見直しなど、職員が公益的な活動に参加しやすい環境をつくります。
年次目標	平成30年度～継続実施

推進方策3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。

このため、市は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより、信頼関係の構築に努める必要があります。

特に市は情報の発信だけでなく、可能な限り多くの市民や各活動団体が発信する情報を収集し、また、積極的に情報を受け、活用する仕組みを整備するなど、双方向のコミュニケーションを活発にします。

【目標】

(1) 市からの情報発信方法の充実

(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充

(1) 市からの情報発信方法の充実

協働に関する情報を一元的にまとめ、また、市民に分かりやすく発信するよう、情報の集約や発信の方法の充実を図ります。

事業	市民活動・市民協働に関する提供情報の拡充
内容	「コミュニティサイトふちゅう」やインターネット等を活用して、市民や各活動団体等の公益的な活動や協働に関する情報を収集するとともに、分かりやすく発信します。
年次目標	平成30年度～継続実施

事業	市ホームページのコンテンツの充実・活用
内容	市における協働事業などの取組等、適時情報提供できるように、市ホームページを活用するとともに、協働に取り組む各活動団体の取組等についても、市民、各活動団体等に分かりやすく発信します。
年次目標	平成30年度～継続実施

(2) 情報共有と双方向のコミュニケーション機能の拡充

インターネットなどICT（情報通信技術）の活用により、公益的な活動に関する情報の収集や各活動団体が発信する情報を受ける仕組みを整備するとともに、市民と市との双方向のコミュニケーション機能を拡充します。

事業	双方向のコミュニケーションに向けた取組の検討・実施
内容	市民が自分に合った広報・広聴の手法をより一層活用することができるよう、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含めた各種情報媒体の活用について適時検討するとともに実施します。
年次目標	平成30年度～随時検討・実施

事業	市民協働のまちづくりカフェの実施
内容	協働に取り組む市民や各活動団体の代表者、職員等が一堂に会して、 テーマに応じたワークショップ形式で情報交換できる機会を提供します。
年次目標	平成30年度～継続実施

推進方策4 協働のコーディネート機能の育成【以降未修正】

様々な主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくために、市民活動を支援するとともに、行政と各活動団体など様々な主体をつなぐ、中間支援組織や協働のコーディネーターの役割が重要です。

市民活動拠点施設の整備を契機に、中間支援組織の育成や、こうした専門性を持った人材の発掘・育成のための方策を進めます。

【目標】

(1) 中間支援組織の支援

(2) 協働のコーディネーターの育成及び活用

(1) 中間支援組織の支援

中間支援組織については、専門性を持った人材の発掘や育成、市民活動拠点施設の管理など、市民協働の推進に当たって重要な役割が期待されるため、積極的な支援を行っていきます。特に中間支援組織は、活動資金の確保と組織のマネジメント、人材の確保などが課題とされており、こうした点から具体的な支援策を検討していきます。

事業	中間支援組織の育成及び運営支援
内容	市民協働の更なる推進を図るため、市において今後必要とされる中間支援組織の在り方や組織、運営方法等について検討するとともに、その支援策について検討・実施します。
年次目標	平成27年度～中間支援組織の在り方等に係る検討・支援の実施

(2) 協働のコーディネーターの育成及び活用

協働を推進し、各活動団体と市をつなぐ役割を担う協働のコーディネーターを育成するとともに、効果的な活用方法について検討します。

事業	協働のコーディネーターの育成及び活用方法の検討
内容	養成講座を実施し、協働のコーディネーターを育成します。また、協働のコーディネーター登録制度等に係る先進事例について調査・研究し、より効果的に活用できる仕組みについて検討します。
年次目標	平成27年度…講座の継続実施及び活用方法に係る調査・研究 平成28年度…講座受講生の活動支援継続及び活用方法に係る制度実施 平成29年度…講座受講生の活動支援継続及び活用制度継続実施

事業	市民協働推進員（仮称）の配置
内容	協働に係る先進事例等の情報を収集するとともに、各活動団体とのコーディネート役を担い、協働の取組を推進するため、各課に市民協働推進員（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

推進方策5 市民活動拠点施設等の有効活用

府中駅南口再開発地区に設置予定の市民活動拠点施設を始め、協働の推進のための場として公共施設を積極的に活用する方法等について検討し、実施します。

【目標】

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

(2) 既存公共施設の活用方策の検討

(3) 新庁舎における協働を支える場の整備

(1) 協働の拠点としての市民活動拠点施設の活用

新たに府中駅南口再開発地区に設置予定の市民活動拠点施設については、「協働の場」としても、中心的な役割を発揮することが期待されています。このため、中間支援機能を有する者等を指定管理者とするとともに、運営に当たっても、市民、各活動団体などの意見を取り入れ、より使いやすい施設としていきます。

事業	市民活動拠点施設における指定管理者制度の導入
内容	市民活動拠点施設については、指定管理者制度を導入し、中間支援機能を有する者等を指定管理者にすることにより、施設の効率的かつ効果的な管理・運営に取り組めます。
年次目標	平成27年度…指定管理者候補者の選定 平成28年度…指定管理者の指定及び指定管理者による施設の管理・運営 平成29年度…指定管理者による施設の管理・運営

事業	市民活動拠点施設の運営に係る市民意見の反映
内容	より使いやすい施設とするために、市民、各活動団体等の利用者を中心に運営協議会を設置し、意見を反映します。
年次目標	平成29年度～市民活動拠点施設運営協議会（仮称）の設置・運営

（２）既存公共施設の活用方策の検討

文化センター等の既存公共施設について、地域の協働の推進のための場となるよう、積極的な活用方策を検討します。

事業	協働の推進のための場としての既存公共施設に係る活用方策の検討
内容	既存の公共施設について、公共施設マネジメント ¹ の考え方を踏まえ、活用の実態を検証するとともに、柔軟な運営により、地域における協働の推進のための場となるよう、活用方法を検討します。
年次目標	平成２７年度～公共施設マネジメントの取組を踏まえた既存公共施設の協働の推進のための場としての活用方策の検討

（３）新庁舎における協働を支える場の整備

新庁舎建設に当たり、市民との協働を支える場の設置について検討し、整備します。

事業	新庁舎における協働を支える場の整備
内容	新庁舎建設の設計を進めるに当たり、府中市庁舎建設基本構想及び今後策定する府中市庁舎建設基本計画の考え方を踏まえ、市民との協働を支える場の設置について検討し、整備します。
年次目標	平成２７年度～検討・設計

²「公共施設マネジメント」とは、市民共有の財産である公共施設をより良い状態で未来に引き継いでいくため、総合的かつ長期的な視点に立った施設の維持管理及び活用を図っていく取組です（府中市公共施設マネジメント白書（平成２４年度版））。

市では、「府中市公共施設マネジメント基本方針（平成２４年５月策定）」及びこれに基づく「第１次府中市公共施設マネジメント推進プラン（平成２６年８月策定）」により、第１段階として、平成２６年度から平成２９年度までの４年間で、施設の活用（利用者数や稼働率の向上だけでなく、現在のニーズに合わせた用途の転換や民間事業者の活用などを含みます。）について検討を進めることとしています。

推進方策6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、行政からの助成だけでなく、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進めます。また、資金的に自立した市民の活動であるコミュニティビジネス²の育成・支援に取り組みます。

【目標】

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

(2) コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

(1) 市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの検討

市民ファンドやクラウドファンディング³など、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みの設置について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。

また、市民活動推進基金⁴の有効活用や寄附をしやすい環境づくりなどについても検討を進めます。

事業	市民ファンド等の仕組みに係る調査・研究
内容	市民ファンドやクラウドファンディングなど、市民が市民の活動を資金面で支援する仕組みや導入に係る課題等について、先進事例等を踏まえて調査・研究を行います。
年次目標	平成27年度～調査・研究

事業	市民活動推進基金の活用
内容	市民の自主的な活動支援や市民協働の推進に関する事業の財源として、市民活動推進基金を活用します。
年次目標	平成27年度～継続活用

³「コミュニティビジネス」とは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与すると期待されているものです（経済産業省関東経済産業局ホームページ）。

⁴「クラウドファンディング」とは、新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ金を集める仕組みをいいます（金融庁資料）。ビジネス分野だけでなく、NPOやコミュニティビジネスなど、社会的な活動に対する資金調達の仕組みとしても注目されています。

⁵「市民活動推進基金」とは、府中市基金条例（昭和40年4月府中市条例第5号）第1条第12号に定める、市民の文化、芸術、スポーツ、国際交流等の振興及び活動の推進に要する経費の財源に充てることを目的とする基金をいいます。

事業	寄附をしやすい環境の整備
内容	市が推進する市民協働の取組に賛同いただき、資金面で支援いただける方が増えるようにするため、寄附に係る窓口の一本化や手続の簡素化を図り、寄附をしやすい環境づくりに取り組みます。
年次目標	平成２７年度…寄附に係る仕組みの整備 平成２８年度～実施

（２）コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスを実施する団体の育成、支援方策等について検討します。

事業	コミュニティビジネス実施団体の育成及び支援
内容	コミュニティビジネスを実施する市民活動団体や企業等の育成及び支援に取り組みます。
年次目標	平成２７年度～コミュニティビジネスに関する講演会、個別相談等の実施

推進方策7 協働事業提案制度の整備

地域課題の効果的かつ効率的な解決に向け、市民の自由な発想に基づく協働事業の提案制度や、市が課題として掲げるテーマに基づき、市民から協働事業の提案を求める制度について検討し、整備します。特に、市民からの提案に基づく具体的な協働事業について、早期に市民と職員が共有し取り組めるよう、市民提案型の協働事業提案制度のモデル事業の実施に取り組みます。

【目標】

(1) 協働事業提案制度の検討・整備

(2) 市の事務事業に係る協働事業化の検討

(1) 協働事業提案制度の検討・整備

市民から市に対して協働事業の実施を提案する仕組みと、市が定めたテーマに基づき、協働事業を実施する団体から提案を求める仕組みについて検討し、整備します。

事業	市民提案型協働事業提案制度の検討・整備
内容	市民が自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案をできる制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
年次目標	平成27年度…モデル事業の実施、制度の検討・整備 平成28年度～実施

事業	行政提案型協働事業提案制度の検討・整備
内容	市が定めた地域課題に係るテーマに基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度について、具体的な方法を検討し、整備します。
年次目標	平成27年度…制度の検討 平成28年度…制度の整備・試行実施 平成29年度…実施

事業	様々な主体による協働事業の提案の仕組みの検討
内容	各活動団体が、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みについて、検討します。
年次目標	平成27年度…情報収集 平成28年度…先進事例等の調査・研究及び制度の検討 平成29年度…実施

（２）市の事務事業に係る協働事業化の検討

市の全ての事務事業について、協働の手法を取り入れることができないか、可能性を検討します。

事業	市の事務事業に係る協働事業化の検討
内容	市の事務事業の協働の可能性を検討するため、事務事業評価制度や政策会議などを通じ、新たな協働事業の実施に係る提案を促進します。
年次目標	平成２７年度～継続実施

推進方策8 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

協働を推進していくため、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、情報を共有し、それぞれの事業に反映するなど、より連携・協力体制を組みやすい仕組みを検討し、整備します。また、協働の推進に資する組織的な仕組みについても整備する必要があります。

さらに、協働の推進に係る取組の進捗状況等について、市民の意見を反映するための市民参加の協議の場を設置します。

【目標】

(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備

(2) 協働の推進に資する体制づくり

(3) 政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

(1) 協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備

市民から協働事業の相談・提案がある場合に、円滑に関係部署を紹介し、相談等に応じられるようにするため、庁内のルールを整備します。

事業	協働事業の相談・提案に係る受付とマッチングに関するルールの整備
内容	市民や各活動団体から、協働事業の実施等について相談や提案を受ける場合や、協働事業の提案がなされた場合のマッチングの仕組みなど、協働事業に関する手順などを示す庁内のルールを定めます。
年次目標	平成27年度…先進事例の調査・研究及びルール整備に向けての検討・協議 平成28年度…ルールの整備・実施 平成29年度…継続実施

(2) 協働の推進に資する体制づくり

協働を推進するため、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないよう、また、各部署で行っている協働の取組や成果、課題等について情報を共有できるよう、全庁的な推進体制を整備します。

事業	市民協働推進委員会（仮称）の設置
内容	協働事業の進捗状況等について、連絡調整を行うため、協働事業を実施する関係部署において構成する市民協働推進委員会（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

事業	【再掲】市民協働推進員（仮称）の設置
内容	所属する課が所管する事務事業について、協働に係る先進事例等の情報を収集し、所属する課内において、各活動団体とのコーディネート役を担い、協働の取組を推進するため、各課に市民協働推進員（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

事業	市民協働推進会議（仮称）の設置
内容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成２７年度～設置

（３）政策形成過程への参画のための公募委員制度の拡充

市民や各活動団体の代表者等が、市の施策について意見やアイデアを述べる機会
は、協働の推進に向けた第一歩となるため、附属機関等に係る公募委員制度を拡充
します。

事業	附属機関等に係る公募市民枠の拡充
内容	市の施策の検討等を行う際に、広く市民の意見を聞くため、附属機関等を設置する際には、公募委員制度を積極的に採用することとします。
年次目標	平成２７年度～継続実施

推進方策9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、プロセスを含め、協働事業の振り返りを行い、「協働の原則」に基づいて、評価・検証する仕組みづくりに取り組む必要があります。

このため、市民参加による検討の場を設けて、評価・検証の手法を検討し、整備します。

【目標】

(1) 評価・検証の手法の検討・整備

(1) 評価・検証の手法の検討・整備

既存のものを含め、それぞれ行われている協働事業について、協働の理念、原則等に基づき、プロセスを含め、改めて評価・検証する手法を検討・整備します。

また、当該手法に基づき、市民と市双方の立場から、協働事業について点検・評価を行うとともに、課題を共有し、改善に取り組みます。

事業	協働事業の評価・検証手法の整備
内容	個々の協働事業について、協働の理念や原則等に基づき評価・検証を行う手法について整備します。
年次目標	平成27年度…手法の検討・整備 平成28年度～実施

事業	評価結果等の共有及び改善に向けた取組の実施
内容	市民と市とが実施した協働事業について、市民と市それぞれの立場から、整備をした評価・検証の手法に基づき点検・評価を行い、課題や改善点を共有するとともに、具体的な改善に取り組みます。
年次目標	平成28年度…評価手法整備後実施 平成29年度…継続実施

事業	【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置
内容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成27年度～設置

推進方策10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定及び条例の整備

本計画を実効性のある計画とするために、具体的な実施スケジュールを設定し、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

また、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

【目標】

(1) 市民協働推進行動計画の進行管理の実施

(2) 市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施

(1) 市民協働推進行動計画の進行管理の実施

市が推進する市民協働の取組について、より効果的に推進するため、この行動計画の進捗状況等について評価・検証等を行う仕組みを整備し、PDCA サイクルに基づく進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、「市民協働推進行動計画」の見直しを行います。

また、先進的な協働事例の調査・研究を行うとともに、定期的にアンケート調査を実施します。

事業	市民協働推進行動計画の評価・検証手法の整備
内容	市民参加のチェック機関を設けるとともに、庁内横断的な協働の推進体制を整備するなど、市民協働推進行動計画の進捗状況について評価・検証等を行う手法について、整備します。
年次目標	平成27年度…手法の検討・整備・実施

事業	市民協働推進行動計画の見直し
内容	市民協働を効果的に推進するため、社会経済情勢の変化等を踏まえ、市民協働推進行動計画の見直しを行います。
年次目標	平成29年度…実施

事業	協働に関する事例等の調査・研究の実施
内容	市民協働の効果的な推進に向けて、他自治体における先進的な協働事例等について、調査・研究を行います。
年次目標	平成27年度～調査・研究

事業	協働に関する各種アンケート調査等の実施
内容	市民協働の進捗状況や成果等を把握するとともに、効果的な推進方策を検討し、市民協働推進行動計画の見直し等に反映するため、適宜、市民や各活動団体、職員等に対し、アンケート調査を実施します。
年次目標	平成27年度～継続実施

事業	【再掲】市民協働推進会議（仮称）の設置
内容	協働の推進に係る取組の進捗状況等について評価・検証を行うとともに、基本方針や市民協働推進行動計画の見直し、条例制定等について調査・研究を行うため、市民や学識経験者等で構成する市民協働推進会議（仮称）を設置します。
年次目標	平成２７年度～設置

（２）市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施

市民協働を推進するため、その要否を含め、条例制定に係る調査・研究を進めます。

事業	市民協働の推進に関する条例の制定に係る調査・研究の実施
内容	条例を制定している先行事例について調査を行うとともに、その要否を含め、条例制定の課題等について研究します。
年次目標	平成２８年度…調査・研究及び課題抽出 平成２９年度…制定に係る検討

